

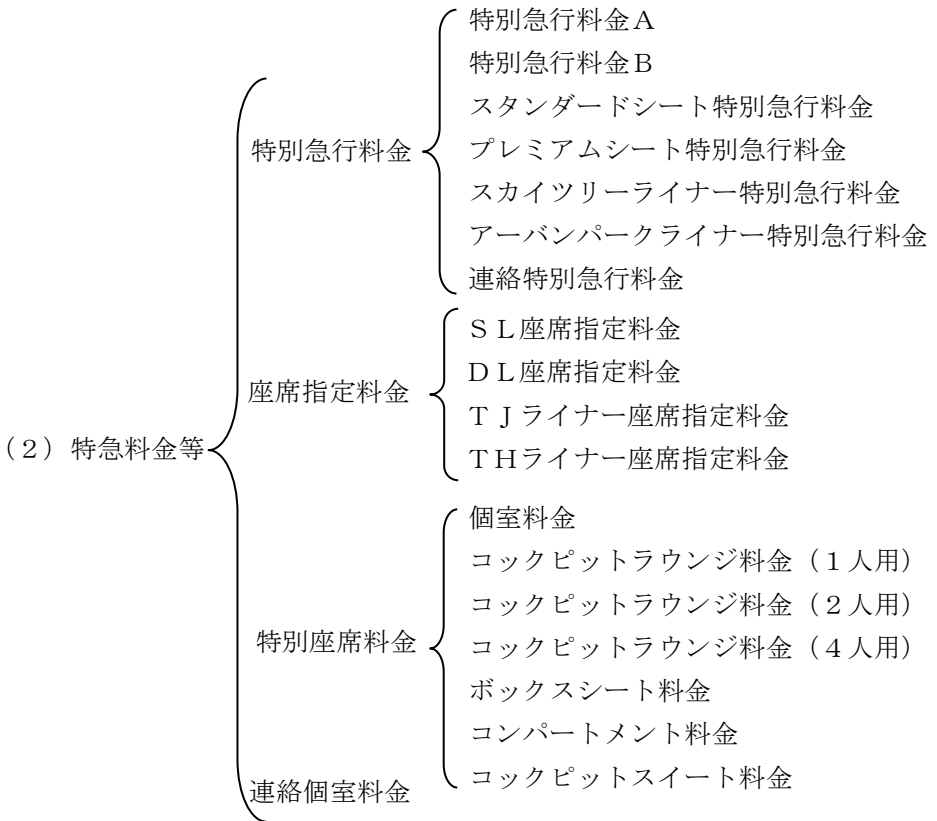
第3章 旅客運賃・料金

第1節 通則

(旅客運賃・料金の種類)

第65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 旅客運賃
 - イ 普通旅客運賃
 - 片道普通旅客運賃
 - 往復普通旅客運賃
 - 連続普通旅客運賃
 - ロ 定期旅客運賃
 - 通勤定期旅客運賃
 - 通学定期旅客運賃
 - ハ 回数旅客運賃
 - ニ 団体旅客運賃
 - ホ 貸切旅客運賃



第66条 削除

（旅客運賃・料金計算上の経路等）

第67条 旅客運賃・料金は、旅客の実際に乗車する経路および発着の順序によって計算する。

（旅客運賃・料金計算上のキロ程の計算方）

第68条 旅客運賃・料金を計算する場合に使用するキロ程は、社の線路が

同一方向に連続する限り、これを通算する。ただし、普通旅客運賃を計算する場合、その計算経路が環状線1周となるときは、その1周となる駅で、また計算経路の全部または一部が復乗となるときは、折り返しとなる駅で、それぞれキロ程を打切って計算する。

第69条 削除

第70条 削除

(キロ程を定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方)

第71条 キロ程を定めていない区間について、旅客運賃・料金を計算する場合は、次の各号による。

- (1) 駅と駅との間に旅客の乗降を認めるときは、その乗降場の外方にある駅発または駅着のキロ程による。
- (2) 車内で、第264条の取扱いをする場合、取扱場所がその列車の停車駅と停車駅との中間にあるときは、その取扱場所の外方にある停車駅までのキロ程による。

注 第264条は、無札旅客に対する旅客運賃・増料金の収受に関する規定である。

(旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金の合計額の計算方)

第72条 普通旅客運賃には規則第130条に規定した料金を加算するものとし、普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金の合計額を基準に運賃を算出するものについては、これを基準に計算するものとする。

- 2 通勤定期旅客運賃には規則第131条に規定した料金を加算するものとし、通勤定期旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金の合計額を基準に運賃を算出するものについては、これを基準に計算するものとする。

(旅客の区分およびその旅客運賃・料金)

第73条 旅客運賃・特急料金等は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。

大人	12才以上の者
小児	6才以上12才未満の者
幼児	1才以上6才未満の者
乳児	1才未満の者

2 前項の規定による幼児において、次のいずれかに該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

(1) 幼児だけで旅行するとき

(2) 団体旅客として乗車するとき、または団体旅客に随伴されるとき

(3) 団体乗車券以外の乗車券を使用する6才以上の旅客に2人をこえて随伴されているとき。ただし、2人をこえた者だけ小児とみなす。

(4) 指定を行なう座席を、幼児だけで使用するとき

3 前項の規定は、乳児が前項第4号に該当する場合に準用する。

4 前2項以外の場合、幼児および乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

5 特別座席料金および連絡個室料金は、旅客の年齢によって区別しない。

(小児の旅客運賃・料金)

第74条 小児片道普通旅客運賃・定期旅客運賃または特急料金等（個室料金を除く。）は、大人の片道普通旅客運賃・定期旅客運賃または特急料金等をそれぞれ折半し、10円未満のは数は10円単位に切り上げた額（以下、このは数の計算方法を「は数計算」という。）とする。

(割引の旅客運賃・料金)

第74条の2 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金または小児の無割引の旅客運賃・料金から割引

額をさし引いて、は数計算した額とする。

- 2 往復乗車または連続乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、第90条の規定に準じ、各区間ごとに割引額をさし引いて、は数計算した額を合計した額とする。

(旅客運賃・料金の概算収受)

第75条 車内で旅客運賃・料金を収受するときは、旅客運賃・料金の概算額を収受することがある。

- 2 前項の規定によって収受した概算額は、旅客の申出によって、前途の駅で精算する。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第76条 旅客は、旅客運賃について、2以上の割引条件に該当する場合でも、同一の乗車券について、重複して旅客運賃の割引を請求することはできない。

第2節 普通旅客運賃

(大人普通旅客運賃の賃率)

第77条 大人片道旅客運賃は、発着区間のキロ程により、次の額とする。

(1)	4 kmまで		1 5 0 円
(2)	4 kmをこえ	7 kmまで	1 7 0 円
(3)	7 kmをこえ	1 0 kmまで	2 0 0 円
(4)	1 0 kmをこえ	1 5 kmまで	2 6 0 円
(5)	1 5 kmをこえ	2 0 kmまで	3 2 0 円
(6)	2 0 kmをこえ	2 5 kmまで	3 7 0 円
(7)	2 5 kmをこえ	3 0 kmまで	4 2 0 円

(8)	30 kmをこえ	35 kmまで	480円
(9)	35 kmをこえ	40 kmまで	530円
(10)	40 kmをこえ	45 kmまで	600円
(11)	45 kmをこえ	50 kmまで	660円
(12)	50 kmをこえ	60 kmまで	740円
(13)	60 kmをこえ	70 kmまで	820円
(14)	70 kmをこえ	80 kmまで	910円
(15)	80 kmをこえ	90 kmまで	990円
(16)	90 kmをこえ	100 kmまで	1,080円
(17)	100 kmをこえ	120 kmまで	1,220円
(18)	120 kmをこえ	140 kmまで	1,390円
(19)	140 kmをこえ	178 kmまで	1,580円

第78条～第89条 削除

(往復普通旅客運賃または連続普通旅客運賃)

第90条 往復普通旅客運賃または連続普通旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。
- (2) 連続普通旅客運賃は、各区分ごとに計算した片道普通旅客運賃を合計した額とする。

第91条 削除

(学生割引)

第92条 第28条の規定によって、学生または生徒に対して割引普通乗車券を発売する場合は、その区分について、大人普通旅客運賃の2割を割引する。

(被救護者割引)

第93条 第30条の規定によって、被救護者またはその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、その区間について普通旅客運賃の5割を割引する。

(臨時特殊割引)

第94条 第32条の規定によって割引の普通乗車券を発売する場合の割引旅客運賃は、監督官庁に手続のうえ、そのつど定める。

注 第32条は、臨時特殊割引普通乗車券の発売に関する規定である。

(乗継割引)

第94条の2 第32条の2第1項の規定によって、乗継割引片道普通乗車券を発売する場合は、その社線区間について、普通旅客運賃を次のように割引する。

(1) 大人

社線大人片道普通旅客運賃から10円を割引額として差し引く。

(2) 小児

社線小児片道普通旅客運賃から5円を割引額として差し引く。この場合、第74条の2の規定にかかわらず、は数計算はしない。

注 他運輸機関の各区間についての割引額は、別に定めるところによる。

2 同条第2項の規定によって、乗継割引片道普通乗車券を発売する場合は、その社線区間について、普通旅客運賃を次のように割引する。

(1) 大人

社線大人片道普通旅客運賃から10円を割引額として差し引く。

(2) 小児

社線小児片道普通旅客運賃から5円を割引額として差し引く。この場合、第74条の2の規定にかかわらず、10円未満のは数は切り捨て10円単位とする。

第3節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第95条 大人定期旅客運賃は、別表第1号のとおりとする。

第96条～第100条 削除

(100kmをこえる場合の大人定期旅客運賃)

第101条 乗車区間が100kmをこえる大人定期旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 1箇月定期旅客運賃

100km分の定期旅客運賃と、100kmをこえるキロ程に対する定期旅客運賃とを合計した額とする。

(2) 3箇月定期旅客運賃

前号の規定による1箇月定期旅客運賃を3倍して、これを5分引し、は数計算した額とする。

(3) 6箇月定期旅客運賃

第1号の規定による1箇月定期旅客運賃を6倍して、これを1割引し、は数計算した額とする。

(は数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第102条 第37条の2第2項の規定により発売する定期乗車券のは数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。

第103条～第105条 削除

第4節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第106条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(通学用割引回数旅客運賃)

第107条 第40条の規定により通学用割引回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第40条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人回数旅客運賃について 2割引
- (2) 第40条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人回数旅客運賃について 5割引

第108条～第110条 削除

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第111条 第43条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号によって普通旅客運賃の割引をする。

- (1) 学生団体
 - イ 学生・生徒・児童および幼児
大人 5割引 小児 3割引
 - ロ 教職員・付添人および旅行者 3割引

- (2) 訪日観光団体 2割引
- (3) 普通団体

人 員	8人以上	100人以上	300人以上
割 引	1割引	2割引	3割引

2 団体旅客に対しては、次に掲げる人員を無賃とする。

- (1) 学生団体

26人以上100人までうち1人とし、100人をこえるときは、100人までごとにうち1人

- (2) 訪日観光団体

25人以上100人までうち1人とし、100人をこえるときは、100人までごとにうち1人

- (3) 普通団体

25人以上100人までうち1人とし、100人をこえるときは、100人までごとにうち1人

3 第1項の規定によって割引旅客運賃を計算する場合は、無賃扱人員を含めた団体総人員に対するものによる。

4 特殊団体に対する旅客運賃の割引率は、監督官庁に手続のうえ、別に定める。

(団体旅客運賃の計算方)

第112条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当り大人普通旅客運賃から、割引額をさし引いた額を、は数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当り小児普通旅客運賃から、割引額をさし引いた額を、は数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

(3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人・小児各別に前各号によって算出した額を合計したものとす。

2 前項第1号の場合、その構成人員中に割引率を異にするものがあるときは、その割引率を異にするごとに、同号の規定を適用する。

第113条～第114条 削除

(実際乗車人員が責任人員にみたない場合の団体旅客運賃)

第115条 第48条の規定による条件で運送の引受をした団体旅客の実際乗車人員(第111条第2項に規定する人員を含む。)が責任人員にみたない場合は、実際乗車人員と責任人員に対する不足人員(大人・小児別に責任人員がつけられている団体については、大人・小児別の不足人員)とによって団体が構成されているものとして、団体旅客運賃を受受する。

2 前項の場合、次の各号の人員を、大人1人を小児2人に、また小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算(換算人員の合計に1人未満のは数が生じたときは、そのは数は切り捨てる。)して、不足人員からさし引いて計算する。

(1) 電車専用扱団体または大人および小児に責任人員がつけられている団体について、大人または小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員

(2) 大人だけに責任人員がつけられている団体について、大人が責任人員より減少し、新たに小児が加わったときは、新たに加わった小児の人員

注 第48条は、責任人員に関する規定である。

第116条 削除

(団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算)

第117条 団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算については、第68条の規定によるほか、次のとおりとする。

(1) 旅客が、第51条の規定により不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間およびその不乗区間のキロ程を通算する。

(2) 貸切区間が介在するときは、その前後の区間のキロ程を通算する。

2 旅客運賃の打切区間が普通乗車券について途中下車禁止となっている場合その区間内で途中下車をする団体旅客に対しては、その下車駅で、前後のキロ程を打ち切って計算する。

第118条 削除

第6節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第119条 第52条の規定によって、全車貸切または列車貸切とするときは、その定員に対する大人普通旅客運賃を収受する。

第120条～第121条 削除

(貸切旅客運賃の最低額)

第122条 第119条の規定による貸切旅客運賃の最低額は、同条の規定によって計算した50km分の旅客運賃とし、全貸切区間の旅客運賃が50km分の旅客運賃にみたないときでも、これを収受する。

(貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第123条 貸切旅客の乗車人員が、運賃収受人員を超過する場合は、実際乗車人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。この場合、大人普

通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。

(貸切旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算)

第124条 貸切旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算については、第117条の規定を準用する。

2 前項の規定による場合、電車が異なるときでも、定員が同一のときは、これらのキロ程を通算する。

第7節 特急料金等

(大人特急料金等)

第125条 大人特急料金等は、次のとおりとする。

(1) 特別急行料金

イ 特別急行料金A

特定区間	550円
40kmまで	700円
41km以上60kmまで	950円
61km以上90kmまで	1,250円
91km以上120kmまで	1,450円
121km以上	1,650円

「りょうもう」、「スペーシアX」、「スカイツリーライナー」および「アーバンパークライナー」号以外の愛称を表示して、運転する特別急行列車に適用する。

ロ 特別急行料金B

特定区間	550円
40kmまで	600円
41km以上60kmまで	850円
61km以上90kmまで	1,050円

91km以上 1,250円

「りょうもう」号と表示して、運転する特別急行列車に適用する。

ハ スタンダードシート特別急行料金

特定区間 610円

40kmまで 870円

41km以上60kmまで 1,120円

61km以上90kmまで 1,470円

91km以上120kmまで 1,710円

121km以上 1,940円

「スペーシアX」号と表示して、運転する特別急行列車のうち、スタンダードシートまたは第63条第2項の定めにより発売するときに適用する。

ニ プレミアムシート特別急行料金

特定区間 840円

40kmまで 1,080円

41km以上60kmまで 1,460円

61km以上90kmまで 1,910円

91km以上120kmまで 2,220円

121km以上 2,520円

「スペーシアX」号と表示して、運転する特別急行列車のうち、プレミアムシートに適用する。

ホ スカイツリーライナー特別急行料金

浅草・せんげん台間の停車駅相互発着 420円

40kmまで 550円

「スカイツリーライナー」号と表示して、運転する特別急行列車に適用する。

ヘ アーバンパークライナー特別急行料金

大宮・春日部間および運河・柏間の停車駅相互発着 320円

浅草・せんげん台間の停車駅相互発着 420円

「アーバンパークライナー」号と表示して、運転する特別急行列車に適用する。

ト 連絡特別急行料金

40kmまで 520円

41km以上60kmまで 840円

61km以上 1,050円

「スペーシア日光」、「スペーシアきぬがわ」、「日光」および「きぬがわ」号と表示して、運転する特別急行列車に適用する。

(2) 座席指定料金

イ S L座席指定料金

17kmまで 760円

18km以上40kmまで 1,080円

「S L大樹」および「S L大樹ふたら」号と表示して、運転する列車に適用する。

ロ D L座席指定料金

17kmまで 520円

18km以上40kmまで 840円

41km以上60kmまで 950円

61km以上120kmまで 1,250円

121km以上 1,470円

「D L大樹」および「D L大樹ふたら」号と表示して、運転する列車に適用する。

ハ THライナー座席指定料金

25kmまで 370円

26km以上 470円

「THライナー」号と表示して、運転する列車に適用する。

ニ T Jライナー座席指定料金 470円

ただし、池袋・ふじみ野間の停車駅相互発着の場合 370円

「T Jライナー」号と表示して、運転する列車に適用する。

(3) 特別座席料金

イ 個室料金 3,770円

ロ コックピットラウンジ（1人用） 500円

ハ コックピットラウンジ（2人用） 1,000円

ニ コックピットラウンジ（4人用） 2,000円

ホ ボックスシート 400円

ヘ コンパートメント 8,000円

ト コックピットスイート 18,000円

(4) 連絡個室料金 3,150円

2 「特定区間」とは、浅草・久喜間、浅草・南栗橋間、下今市・東武日光間および下今市・鬼怒川温泉間の停車駅相互発着を乗車する場合に適用する。

3 第57条の3により、特急券等を発売する場合は、第1項第1号イからへおよび第2号ハで定める料金に200円を加算した額とする。

なお、小児特急料金等に対する加算は、規則第74条により計算した後の額にこれを加える。

第125条の2～第127条 削除

(団体旅客に対する特急料金等)

第128条 第43条の規定による団体旅客に対する特急料金等は、その旅客運賃収受人員に相当する額とする。

(貸切旅客に対する特急料金等)

第129条 第52条の規定による貸切旅客に対する特急料金等は、その旅客運賃収受人員に対する特急料金等とする。

第8節 鉄道駅バリアフリー料金

(普通旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金)

第130条 普通旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金は1乗車につき10円とする。

(通勤定期旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金)

第131条 通勤定期旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金は1箇月につき600円、3箇月につき1,710円および6箇月につき3,240円とする。

第132条～第135条 削除

第9節 削除

第136条～第139条 削除

第10節 特殊料金

第140条～第141条 削除

第140条の2 削除

(専用線料金)

第142条 専用線(特定旅客の専用する側線をいう。以下同じ。)に電車専用扱の団体旅客の電車または貸切車を連結した列車を運転する場合は、その専用線のキロ程(往復のときは、打ち切って各別とする。)に対する貸切旅客運賃に相当する額を、専用線料金として收受する。この場合、専用線のキロ程が50km未満でも、第122条の規定による貸切旅客運賃の最低額は適用しないで、実際のキロ程による貸切旅客運賃に相当する額を専用線料金とする。

2 前項の規定による専用線料金は、団体乗車券または貸切乗車券によって団体旅客運賃または貸切旅客運賃とあわせて收受する。

(車両の留置料金)

第143条 電車専用扱の団体旅客または貸切旅客の申出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間が6時間をこえるとき、または旅客の下車駅と異なる他の駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻からふたたび乗車する駅の出発時刻までの時間が6時間をこえるときは、その超過時間について、次の各号の留置料金を收受する。

電車 1両2時間までごとに 1,980円

2 前項の規定によって、車両の留置料金を、団体乗車券または貸切乗車券の発売駅で收受する場合は、団体乗車券または貸切乗車券によって、団体旅客運賃または貸切旅客運賃とあわせて收受する。

第144条 削除

(電車専用扱または貸切扱取消の場合の回送料)

第145条 電車専用扱の団体旅客または貸切旅客に対して使用する電車を他の駅から回送した後、申込者の都合によって、その申込を取り消し

たときは、その回送区間および返送区間について、次に定める車両回送料金を収受する。この場合、回送区間と返送区間のキロ程は、打ち切って各別に計算する。

電車 1両1kmについて 240円

- 2 前項の規定による回送料は、保証金を収受したものについては、収受しない。

第146条 削除